

ビットコインに関するタイ中央銀行の見解について（速報版）

2021年7月12日

One Asia Lawyers タイ事務所

2021年6月9日にエルサルバドル議会でビットコイン法が可決、同国では9月7日よりビットコインが法定通貨となる可能性がある。

この点、タイ政府は、2021年7月8日にプレスリリース第49/2021号¹において、タイ中央銀行はデジタル資産による決済等を求める声を認識しているものの、ビットコインはタイにおいて引き続き法定通貨として認められず、ビットコインで支払われる取引は物々交換とみなされ、投資家は保有するリスクを理解する必要がある旨の見解を示している。

以上

〈注記〉

本内容に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性があります。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

¹ <https://www.bot.or.th/English/PressandSpeeches/Press/2021/Pages/n4964.aspx>

「One Asia Lawyers」は、アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・フォームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers タイ事務所においては、常駐日本人専門家 3 名を含む合計 20 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)

miho.marsh@oneasia.legal (マーシュ美穂)